

「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」 試行対象工事に係る特記仕様書

1. この工事は、「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」の試行対象工事である。
2. 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」は、建設工事における受発注者間の協議において、回答予定日を明確にすることにより、受注者の効率的な施工管理、発注者の的確な事業管理に資することを目的とするものである。
3. 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」の実施内容等については、別添『三重県県土整備部における「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」試行の手引き』のとおりとする。
4. 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」は、受注者が三重県公共工事共通仕様書「1-1-3 設計図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施することを前提とする。
5. 試行の成果や課題等を把握するため、アンケート等のフォローアップ調査に協力すること。

三重県県土整備部における「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」試行の手引き

1 目的

「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」は、三重県県土整備部が発注する建設工事における受発注者間の協議において、回答予定日を明確にすることにより、受注者の効率的な施工管理、発注者の的確な事業管理に資することを目的とします。

2 期待される効果

受発注者間の協議において、回答予定日を明確にすることにより、以下の効果が期待されます。またこれらにより、工事のコスト縮減や品質確保、事業効果の早期発現等も期待されます。

【受注者】

- (1) 回答予定日が明確になることにより、回答予定日を踏まえた今後の工程を検討することができる。
- (2) 回答予定日が明確になることにより、回答予定日を踏まえた今後の工程を検討ことができ、段取り換えが可能となり、現場の手待ちを減らすことができる。
- (3) 回答予定日が明確になることにより、回答予定日を踏まえた今後の工程を検討ことができ、下請企業等との調整が効率的に行える。

【発注者】

- (1) 受注者から、回答予定日を踏まえた今後の工程の報告を受けることにより、工期（完成時期）に与える影響を把握することができる。
- (2) 回答予定日を踏まえた今後の工程を把握できることから、的確な事業管理や予算管理を行うことができる。

3 実施内容

(1) 発注者

受注者から協議があった場合は以下の対応のいずれかを実施する。

- ① 「即日回答」する。
- ② 「回答予定日」を連絡する。
- ③ 「回答予定日を連絡する予定日」を連絡する。

なお、②③の「回答予定日」や「回答予定日を連絡する予定日」までに回答が困難となった場合は、速やかに「新たな回答予定日」、「新たな回答予定日を連絡する予定日」を連絡する。

(2) 受注者

発注者から①②③の連絡を受けた場合は、必要に応じ作業工程の検討・変更を行い監督員へ報告する。

- ※ 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」は、受注者が三重県公共工事共通仕様書「1-1-3 設計図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施することを前提とする。